

大型免許・中型免許

指定自動車教習所を卒業して、学科試験・技能試験ともに免除の方

区 分	大 型 免 許	中 型 免 許
受験資格等	◎ 21歳以上の方 ◎ 普通免許などをお持ちの方で、免許を受けていた期間が通算して3年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、19歳以上で普通免許などの免許を受けていた期間が通算して1年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ※ 二輪、原付、小特免許のみを所持している方を除きます。	◎ 20歳以上の方 ◎ 普通免許などをお持ちの方で、免許を受けていた期間が通算して2年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、19歳以上で普通免許などの免許を受けていた期間が通算して1年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ※ 二輪、原付、小特免許のみを所持している方を除きます。
	◎ 指定自動車教習所発行の卒業証明書をお持ちの方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。	
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）	
受 付 時 間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません。）	
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 卒業証明書（技能検定に合格した日から1年以内のもの） ※ 1年を経過した場合は、無効となります。 ○ 仮免許証 ○ 運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、修了証明書の提出が必要です。	
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 仮免許証及び現有の運転免許証等は、新しい運転免許証等と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。 ○ 外国籍の方は、住民票の提出が必要となります。（国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたもの。） ※ 「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。	

◎ 受験手数料

受験手数料	1,650円
-------	--------

◎ 交付手数料は、別紙のとおり

別紙

◎ 交付手数料

- 免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証 の両方
交付手数料	2, 3 5 0 円	1, 5 5 0 円	2, 4 5 0 円

お問合せは 0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0 運転免許センター試験係まで

大型免許・中型免許

免許センターで直接、技能試験を受ける方

◎ 技能試験は、予約制になっています。事前に予約が必要となります。

※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時
電話（018-862-7570）又は免許センター試験窓口で予約をしてください。

区 分	大 型 免 許	中 型 免 許
受験資格等	◎ 21歳以上の方 ◎ 普通免許などをお持ちの方で、免許を受けていた期間が通算して3年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、19歳以上で普通免許などの免許を受けていた期間が通算して1年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ※ 二輪、原付、小特免許のみを所持している方を除きます。	◎ 20歳以上の方 ◎ 普通免許などをお持ちの方で、免許を受けていた期間が通算して2年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、19歳以上で普通免許などの免許を受けていた期間が通算して1年以上の方（効力が停止していた期間を除きます。） ※ 二輪、原付、小特免許のみを所持している方を除きます。
	◎ 仮免許証を所持し、過去3か月以内に5日間以上路上練習した方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。	
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）	
受 付 時 間	予約した日の 午後1時～午後1時30分（午前の受付は、ありません。）	
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 路上練習申告書（過去3か月以内に5日間以上路上練習したもの） ○ 仮免許証 ○ 運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。） ◇ 受験資格特例教習を修了した方は、修了証明書の提出が必要です。	
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 仮免許証の有効期限（6か月間）が切れている場合は、仮免許から受験し直しとなります。 ○ 受験当日、技能試験に不合格の場合、免許センター試験窓口で次の技能試験の予約可能です。 ○ 技能試験合格後、指定自動車教習所において、大型車講習、中型車講習の受講が必要となる場合があります。その時は、各講習を受講後、運転免許証等の交付を受けるため、再度、運転免許センターへ来庁していただく必要があります。 ○ 外国籍の方は、住民票の提出が必要となります。（国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間	

	等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたもの。) ※ 「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。
--	---

※ 降雪などの影響により、技能試験の開始が遅れたり、中止になることがあります。

◎ 受験手数料等

受験手数料	3, 9 0 0 円
車両使用料	3, 0 0 0 円
計	6, 9 0 0 円

◎ 交付手数料

- 免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
交付手数料	2, 3 5 0 円	1, 5 5 0 円	2, 4 5 0 円

お問合せは 0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0 運転免許センター試験係まで